

永平寺町下水道事業会計規則を次のように公布する。

令和6年3月28日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町規則第10号

永平寺町下水道事業会計規則

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目及び予算科目
 - 第1節 伝票(第5条—第7条)
 - 第2節 帳簿(第8条—第11条)
 - 第3節 勘定科目及び予算科目(第12条・第13条)
- 第3章 収入及び支出
 - 第1節 収入(第14条—第18条)
 - 第2節 支出(第19条—第30条)
- 第4章 預り金及び預り有価証券(第31条—第35条)
- 第5章 固定資産
 - 第1節 通則(第36条)
 - 第2節 取得(第37条—第42条)
 - 第3節 減価償却(第43条—第45条)
 - 第4節 固定資産の評価(第46条・第47条)
- 第6章 リース会計に係る特例(第48条・第49条)
- 第7章 引当金(第50条—第52条)
- 第8章 予算(第53条—第58条)
- 第9章 決算(第59条—第62条)

第10章 契約(第63条—第65条)

第11章 雑則(第66条—第68条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、永平寺町下水道事業(以下「下水道事業」という。)の会計事務の処理に関して必要な事項を定めるものとする。

(企業出納員)

第2条 下水道事業に、出納その他の会計事務を処理させるため、企業出納員を置く。

2 企業出納員は、上下水道課長をもって充てる。

(現金取扱員)

第3条 下水道事業に、出納その他の会計事務を処理させるため、現金取扱員を置く。

2 現金取扱員は、上下水道課、会計課及び支所の収納担当課に所属する職員をもって充てる。

3 前2項の現金出納員が1日に取り扱うことのできる現金の限度額は、50万円とする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(金融機関の出納事務取扱)

第4条 町長は、下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を、指定した金融機関に行わせるものとする。

2 出納事務の一部を取り扱わせる金融機関のうち収納及び支払事務の一部を取り扱わせるものを永平寺町下水道事業出納取扱金融機関(以下「出納取扱金融機関」という。)と、収納事務の一部を取り扱わせるものを永平寺町下水道事業収納取扱金融機関(以下「収納取扱金融機関」という。)とする。

第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目及び予算科目

第1節 伝票

(会計伝票の発行)

第5条 下水道事業に係る取引については、その取引の発生の都度、証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行するものとする。

(会計伝票の種類)

第6条 会計伝票の種類は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票とする。

2 収入伝票は、現金収納の取引について発行する。

3 支払伝票は、現金支払の取引について発行する。

4 振替伝票は、前2項に規定する取引以外の取引について発行する。

(会計伝票の保存等)

第7条 会計伝票及び取引に関する証拠となるべき書類は、それぞれの日付によって編集し、保存しなければならない。

第2節 帳簿

(帳簿の種類及び保管)

第8条 下水道事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の会計帳簿(以下「帳簿」という。)を備える。

(1) 予算差引簿

(2) 支出予算差引簿

(3) 総勘定元帳

(4) 内訳簿

(5) 収入調定簿

(6) 現金出納簿

(7) 物品出納簿

(8) 未振替一覧表

(9) 振替一覧表

(10) 固定資産台帳

(11) 企業債台帳

2 前項に掲げる帳簿は、上下水道課長が整理し、保管しなければならない。

(帳簿の記載)

第9条 帳簿は、会計伝票又は証拠となるべき書類により、正確かつ明瞭に記載しなければならない。

(総勘定元帳及び内訳簿の記帳)

第10条 総勘定元帳は、第12条第2項に定める勘定科目の目(項までの科目については項)について口座を設け記帳するものとする。

2 内訳簿は、第 12 条第 2 項に定める勘定科目の節(項又は目までの科目については、それぞれ項又は目)について口座を設け、会計伝票により 1 件ごとに記帳するものとする。
(帳簿の照合)

第 11 条 総勘定元帳、内訳簿その他相互に関係する帳簿は、随時照合しなければならない。

第 3 節 勘定科目及び予算科目

(勘定科目)

第 12 条 下水道事業の経理は、損益勘定、負債勘定、負債勘定及び資本勘定に区分して行うものとする。

2 前項に規定する勘定科目の区分は、別表に定めるところによる。

(予算科目)

第 13 条 下水道事業の予算科目は、次の各号に掲げる収入又は支出の区分に応じ、当該各号に定める科目を基準とする。

- (1) 収益的収入 別表勘定科目表の収益勘定の表に規定する勘定科目
- (2) 収益的支出 別表勘定科目表の費用勘定の表に規定する勘定科目
- (3) 資本的収入 企業債、一般会計出資金、他会計補助金、他会計繰入金、国庫補助金、県補助金、受贈財産評価額、固定資産売却代金その他の資本的収入に属する科目
- (4) 資本的支出 建設改良費、企業債償還金、他会計貸付金その他の資本的支出に属する科目

第 3 章 収入及び支出

第 1 節 収入

(収入の調定)

第 14 条 上下水道課長は、収入の調定をしようとする場合は振替伝票を発行し、収入の根拠、所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者等を明らかにした書類を添付し、町長の決裁を受けなければならない。

2 上下水道課長は、前項の規定による町長の決裁を受けた場合は、当該伝票及び書類により内訳簿のほか予算差引簿及び収入調定簿に記帳しなければならない。

(納入通知書の送付)

第 15 条 上下水道課長は、前条の規定により収入を調定し、又は収入の調定を更正した場合は、納入義務者に対して納入通知書を送付しなければならない。ただし、口頭によつ

て納入の通知をする場合は、この限りでない。

(領収書の交付)

第 16 条 上下水道課長、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 33 条の 2 の規定による公金徴収受託者は、収入の納付を受けた場合は直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。

(収納金の取扱い)

第 17 条 現金取扱員は、現金を収納した場合は、当該現金をその内訳を示す書類を添えて当該収納した日から 5 日以内に上下水道課長に引き継がなければならない。

2 上下水道課長は、前項の規定により、現金取扱員から引継ぎを受けた収入及び自ら収納した収入を当該引継ぎを受けた日のうちに出納取扱金融機関に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌日に預け入れることができる。

3 収納取扱金融機関は、下水道事業の預金口座に受け入れた収入を、その金融納付者の氏名等を記載した収納済通知書を添えて出納取扱金融機関の下水道事業の預金口座に当該収納の日の属する月の末日までに振り替えなければならない。

4 出納取扱金融機関は、前項の規定により収納取扱金融機関から振り替えられた下水道事業の収入及び自ら収納した収入について記載した収納済通知書を当該振り替えられた日の翌日までに上下水道課長に送付しなければならない。

5 第 1 項の規定は、公金徴収受託者が収入を徴収し、又は収納した場合について準用する。

(収入伝票の発行等)

第 18 条 上下水道課長は、収入の収納を証する書類に基づいて、収入伝票を発行し、現金出納簿に記帳するとともに当該収入伝票により町長の決裁を受け、内訳簿及び収入調定簿に記帳しなければならない。

第 2 節 支出

(支出の手続)

第 19 条 上下水道課長は、支出の原因となるべき契約その他の行為については、あらかじめ文書によって町長の決裁を受けるとともに、予算差引簿に記帳しなければならない。

2 支出しようとする場合は、上下水道課長は当該支出に関する書類に基づいて振替伝票(現金の支払を伴う支出にあつては支払伝票)を発行し、当該書類を添えて町長の決裁を

受け、内訳簿のほか予算差引簿に記帳しなければならない。

(支払伝票の発行)

第 20 条 上下水道課長は、支出のうち現金の支払を伴うものについては、債権者の請求書等支払に関する証ひょう類に基づいて支払伝票(一部現金の支払を伴う取引について発行される振替伝票を含む。以下同じ。)を発行して町長の決裁を受けなければならない。

2 支払伝票は、債権者及び勘定科目ごとに作成し、債権者の請求書その他証拠となるべき書類を添えなければならない。ただし、債権者に請求書を提出させることが困難な場合にはこれを省略することができる。

(資金前渡の範囲)

第 21 条 地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号。以下「施行令」という。)第 21 条の 5 第 1 項第 14 号の規定により資金前渡をすることができる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 後納郵便に係る契約に基づき支払う経費

(2) コピー用紙若しくはガソリンの購入又は新聞購読に係る契約に基づき支払う経費

2 施行令第 21 条の 5 第 1 項第 15 号の規定により資金前渡をすることができる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 交際費

(2) 町職員以外の者の旅費及び費用弁償

(3) 集会、式典、研修会等の行事に際し、直接支払を必要とする経費

(4) 即時支払を必要とする物品の購入、加工又は修繕に要する経費

(5) 電話料、郵便料、運賃その他これらに類する経費

(6) 通行料、駐車料、会場使用料及び賃借料

(7) 供託金

(8) 法外援護による扶助費

(9) 補償金及び賠償金

(10) 公社に対して支払う経費

(11) 事業運営上必要な釣銭資金

(概算払の範囲)

第 22 条 施行令第 21 条の 6 第 5 号の規定により概算払をすることができる経費は、次に

掲げるものとする。

- (1) 損害賠償金
- (2) 概算払によらなければ契約し難い委託料
- (3) 公社に対して支払う経費
(前金払の範囲)

第 23 条 施行令第 21 条の 7 第 8 号の規定により前金払をすることができる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 打切旅費
- (2) 保険料
- (3) 契約に基づく賃借料及び土地、家屋又は物件の買取代金並びに補償金
- (4) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証に係る同条第 1 項に規定する公共工事に要する経費で、町長が定めた金額
- (5) 公社に対して支払う経費
- (6) 弁護士に対して支払う報酬
(繰替払の範囲)

第 24 条 施行令第 21 条の 8 第 3 号の規定により繰替払をすることができる経費及びこれに係る収入金は、収入金の過誤納金に係る還付加算金及び当該収入金とする。

(資金前渡、概算払及び前金払)

第 25 条 第 20 条の規定は、資金前渡、概算払又は前金払を行う場合に準用する。

- 2 資金前渡を受けた者、概算払を受けた者又は前金払を受けた者は、支払が終わった後、債権額が確定した後又は役務の提供が完了した後、精算書を作成し、証拠となるべき書類及び残金がある場合にはその残金を添えて、上下水道課長に提出しなければならない。
- 3 上下水道課長は、前項の精算書及び証拠となるべき書類に基づいて振替伝票、収入伝票又は支払伝票を発行し、当該書類を添付して町長の決裁を受けるとともに内訳簿のほか予算差引簿及び現金出納簿に記帳しなければならない。

(小切手の振出し)

第 26 条 上下水道課長は、出納取扱金融機関の支払準備資金口座の範囲内で小切手を振り出さなければならない。

- 2 小切手の署名は、記名押印によって行うものとする。
- 3 上下水道課長は、小切手を振り出したときは、支払人たる出納取扱金融機関に、受取人の氏名、支払金額、事業年度、番号その他必要な事項を通知しなければならない。
- 4 出納取扱金融機関は、前項の小切手の支払を行ったものについて支払済通知書により翌日までに上下水道課長に報告しなければならない。

(小切手の訂正等)

第 27 条 小切手の金額は、訂正してはならない。

- 2 小切手の金額以外の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に 2 線を引きその上側に正書し、かつ、当該訂正箇所の左方余白に訂正した旨及び訂正文字数を記載して町長の印を押さなければならない。
- 3 書損、汚損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に朱で斜線を引き「廃棄」と朱書してそのまま小切手帳に残しておかななければならない。

(小切手の保管)

第 28 条 小切手の保管は、上下水道課長が行う。

(領収書等の徴収)

第 29 条 上下水道課長は、現金の支出又は小切手の振出しをしたときは、債権者の領収書を徴さなければならない。

- 2 前項の場合における債権者の領収印は、請求書に押印したものと同一のものでなければならない。ただし、やむを得ない理由による場合は、この限りでない。

(支払小切手の整理)

第 30 条 上下水道課長は、毎月末支払小切手未払高を調査しなければならない。

- 2 上下水道課長は、支払小切手が時効により消滅した場合は、直ちに収入伝票を発行しなければならない。

第 4 章 預り金及び預り有価証券

(預り金)

第 31 条 上下水道課長は、保証金その他下水道事業の収入に属さない現金を受け入れた場合は、これを預り金として次に掲げる区分により整理しなければならない。

- (1) 預り保証金
- (2) 預り諸税

(3) その他預り金

(預り金の受入れ及び払出し)

第32条 預り金の受入れ及び払出しは、下水道事業の収入の収納及び支出の支払の例により行わなければならない。

(預り有価証券)

第33条 下水道事業の所有に属さない有価証券を保管する場合は、預り有価証券として整理しなければならない。

2 預り有価証券は、安全かつ確実な方法によって保管しなければならない。

(預り有価証券の受入れ及び還付)

第34条 上下水道課長は、前条第1項の規定により預り有価証券を受け入れた場合は受領書を交付し、当該預り有価証券を還付した場合は受領書を徴さなければならない。

(利札の還付請求)

第35条 上下水道課長は、預り有価証券について、所有者から利札の還付請求を受けた場合は、町長の決裁を受けて、還付しなければならない。この場合において、上下水道課長は、受領書を徴さなければならない。

第5章 固定資産

第1節 通則

(固定資産の範囲)

第36条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物及び附属設備

ウ 構築物(土地に定着する土木設備又は工作物をいう。)

エ 機械及び装置並びにその他の附属設備

オ 自動車その他の陸上運搬具

カ 工具、器具及び備品(耐用年数が1年以上かつ取得価額が10万円以上のものに限る。)

キ リース資産(下水道事業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がア及びカに掲げるものである場合に限る。)

ク 建設仮勘定(イからカまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。)

(2) 無形固定資産

ア 借地権

イ 地上権

ウ 特許権

エ 施設利用権

オ ソフトウェア

カ リース資産(下水道事業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからオまで及びキに掲げるものである場合に限る。)

キ その他無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券(1年内(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。以下同じ。)に満期の到来する有価証券を除く。)

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ 長期前払消費税

カ その他固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

キ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第2節 取得

(取得価額)

第37条 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。

(1) 購入によって取得した固定資産については、購入に要した価額

(2) 建設工事によって取得した固定資産については、当該建設工事に要した直接及び間接の費用の合計額

(3) 譲与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前2号に掲げる固定資産であって取得価額の不明のものについては、公正な評価額

(購入)

第 38 条 上下水道課長は、固定資産を購入しようとする場合は、当該固定資産の品目、数量、予定価額その他必要な事項を記載した文書によって町長の決裁を受けるとともに予算差引簿に記帳しなければならない。

(無償譲受け)

第 39 条 上下水道課長は、固定資産を無償で譲り受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって町長の決裁を受けなければならない。

- (1) 譲り受けようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 譲り受けようとする事由
- (3) 譲り受けようとする固定資産の評価額
- (4) その他必要と認められる事項

(工事の施行)

第 40 条 建設改良工事を施行しようとする場合は、上下水道課長は、次に掲げる事項を記載した文書によって町長の決裁を受けるとともに予算差引簿に記帳しなければならない。

- (1) 建設改良工事によって取得しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 工事を必要とする事由
- (3) 工事の始期及び終期
- (4) 予定価額
- (5) 工事の方法及び契約の方法
- (6) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、設計書その他当該建設改良工事の内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

(取得の報告)

第 41 条 上下水道課長は、固定資産を取得した場合は、遅滞なく町長の決裁を受けなければならない。

(建設改良工事費の精算)

第 42 条 上下水道課長は、建設改良工事が完成した場合には、速やかに工事費の精算を行わなければならない。

第 3 節 減価償却

(固定資産の減価償却の方法)

第 43 条 固定資産の減価償却は、次条の規定によるものを除くほか、定額法によって取得の翌年度から行う。

(リース資産の減価償却の方法)

第 44 条 第 36 条第 1 号キ及び第 2 号カに掲げるリース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るものに限る。)の減価償却は、リース契約に基づくリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によって、取得の当月から行う。

(減価償却の特例)

第 45 条 上下水道課長は、有形固定資産について、当該資産の帳簿価額が帳簿原価の 100 分の 5 に相当する金額に達した後において地方公営企業法施行規則(昭和 27 年総理府令第 73 号。以下「施行規則」という。)第 15 条第 3 項の規定により帳簿価額が 1 円に達するまで減価償却を行おうとする場合は、あらかじめその年数について町長の決裁を受けなければならない。

第 4 節 固定資産の評価

(減損に係る会計処理)

第 46 条 上下水道課長は、固定資産であって、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は次条に定めるところにより減損損失を認識すべきものについて、その時の当該固定資産の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額を当該固定資産の帳簿価額として付し、減損に係る会計処理を行わなければならない。

(減損損失の認識)

第 47 条 上下水道課長は、固定資産に減損の兆候が認められた場合は、当該固定資産について、減損損失を認識するかどうかの判定を行わなければならない。

2 上下水道課長は、前項の判定により減損損失を認識した固定資産について、減損損失の額を測定しなければならない。

3 前 2 項に規定する減損損失に係る判定及び測定は、下水道事業における固定資産を一つの固定資産グループとし、当該固定資産グループを単位として行うものとする。

第 6 章 リース会計に係る特例

(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース物件についての特例)

第 48 条 施行規則第 55 条第 1 号の規定により、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース物件については、施行規則第 5 条第 2 項第 1 号チ及び第 2 号ル並びに第 7 条第 2 項第 6 号及び第 3 項第 12 号の規定を適用しない。

(所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産で重要性の乏しいものについての特例)

第 49 条 施行規則第 55 条第 3 号の規定により、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース物件で重要性の乏しいものについては、施行規則第 5 条第 2 項第 1 号チ及び第 2 号ル並びに第 7 条第 2 項第 6 号及び第 3 項第 12 号の規定を適用しない。

2 前項に規定する「重要性の乏しいもの」とは、次の各号に掲げる条件のいずれかに該当するものをいう。

(1) 購入時に費用処理するものであること。

(2) リース期間が 1 年以内であること。

第 7 章 引当金

(引当金の計上)

第 50 条 将来の特定の費用又は損失(施行規則第 22 条に規定するものに限る。)の金額については、次に掲げる引当金として予定貸借対照表等(同条に規定する予定貸借対照表等をいう。)に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上するものとする。

(1) 退職給付引当金

(2) 賞与引当金

(3) 修繕引当金

(4) 特別修繕引当金

(5) 貸倒引当金

(6) その他引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第 51 条 退職給付引当金の計上は、下水道事業の退職給付債務から、福井県市町村職員共済組合への加入時からの負担金の累積額から既に下水道事業職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に福井県市町村職員共済組合における積立金の運用益のうち下水道事業へあん分される額を加算した額を控除した額を計上することにより行うものとする。この場合において、退職給付引当金の計上は、簡便法(当該事業年度の末

日において全下水道事業職員(同日における退職者を除く。)が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。)によるものとする。

(その他の引当金の計上方法)

第 52 条 前条に定めるもののほか、第 50 条各号に掲げる引当金の計上方法については、町長が別に定める。

第 8 章 予算

(予算原案作成方針)

第 53 条 上下水道課長は、1 月 31 日までに翌年度の予算原案作成方針について町長の決裁を受けなければならない。

(予算原案等の送付)

第 54 条 町長は、予算原案及び予算に関する説明書並びに参考資料を 2 月 10 日までに町長に送付するものとする。この場合において、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

(予算の執行)

第 55 条 上下水道課長は、企業の適正な経営管理を確保するために必要な計画(以下「予算執行計画」という。)を予算の範囲内で款、項、目、節に区分して作成し、町長の決裁を受けて執行するものとする。

2 上下水道課長は、予算執行計画に定める款、項、目、節を変更して執行しようとする場合には、その科目の名称及び金額、変更の事由等を記載した文書によって町長の決裁を受けなければならない。

(流用及び予備費使用の手続)

第 56 条 上下水道課長は、予算の定めるところにより流用しようとする場合には、その科目の名称及び金額、流用しようとする事由等を記載した文書によって町長の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定は、予備費を使用しようとする場合について準用する。

(予算超過の支出)

第 57 条 上下水道課長は、地方公営企業法第 24 条第 3 項の規定に基づき、業務量の増加により、業務のため直接必要な経費に不足を生じた場合において増加する収入に相当す

る金額を当該業務のため直接必要な経費に使用しようとするときは、使用しようとする経費の名称、金額及び使用しようとする事由等を記載した文書によって町長の決裁を受けなければならない。

2 上下水道課長は、現金支出を伴わない経費について必要がある場合において予算に定める金額を超えて支出するときは、前項の規定に準じて町長の決裁を受けなければならない。

(予算の繰越し)

第 58 条 上下水道課長は、予算に定めた建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて、翌年度に繰り越して使用する必要がある場合においては、繰越計算書(継続費に係るものにあつては、継続費繰越計算書)を作成して5月31日までに町長の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定は支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについて翌年度に繰り越して使用する必要がある場合及び継続費について、翌年度に逡次繰り越して使用する場
合について準用する。

第9章 決算

(決算の調製)

第 59 条 下水道事業の決算の調製に関する事務は、上下水道課長が行う。

(決算整理)

第 60 条 上下水道課長は、每事業年度経過後速やかに振替伝票により次に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

- (1) 固定資産の減価償却
- (2) 繰延収益の償却
- (3) 資産の評価
- (4) 第 50 条各号に掲げる引当金の計上
- (5) 繰延勘定(開発費に限る。)の償却
- (6) 未払費用等の経過勘定に関する整理

(帳簿の締切り)

第 61 条 上下水道課長は、前条の規定により決算整理を行った後、各帳簿の勘定の締切り

を行うものとする。

(決算報告書の提出)

第 62 条 上下水道課長は、毎事業年度 5 月 31 日までに次に掲げる書類を作成し、証書類を添えて町長の決裁を受けなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

- (1) 決算報告書
- (2) 損益計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 剰余金計算書又は欠損金計算書
- (5) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- (6) 事業報告書
- (7) キャッシュ・フロー計算書
- (8) 収益費用明細書
- (9) 固定資産明細書
- (10) 企業債明細書
- (11) 継続費精算報告書

第 10 章 契約

(随意契約)

第 63 条 施行令第 21 条の 14 第 1 項第 1 号の規定により随意契約とすることができる場合は、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額)が次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額を超えない場合とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130 万円
- (2) 財産の買入れ 80 万円
- (3) 物件の借入れ 40 万円
- (4) 財産の売払い 30 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円

2 施行令第 21 条の 14 第 1 項第 3 号の規定により定める手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
 - (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等を公表すること。
 - (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由その他の契約の締結状況について公表すること。
- 3 施行令第 21 条の 14 第 1 項第 4 号の規定により定める手続は、次のとおりとする。
- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
 - (2) 契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法、選定基準、申請方法等を公表すること。
 - (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。
 - (4) 随意契約により新商品の販売を希望する者は、その新商品の内容、生産の実施方法等を記載した計画書を策定し、町長に提出すること。
 - (5) 町長は、新商品の生産の目標、内容、実施方法等が技術の高度化、経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものとして適切であるか等について審査した上で認定すること。

(入札保証金及び契約保証金)

第 64 条 施行令第 21 条の 15 の規定により定める入札保証金及び契約保証金の額は、次の各号に掲げる保証金の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 入札保証金 入札金額の 100 分の 5 以上の額
- (2) 契約保証金 請負代金又は契約代金の額の 100 分の 10 以上の額

(準用規定)

第 65 条 前 2 条に定めるもののほか、下水道事業の契約については、永平寺町契約事務規則(平成 18 年永平寺町規則第 40 号)の規定(第 53 条の規定を除く。)を準用する。

第 11 章 雑則

(職員の指定)

第 66 条 地方公営企業法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下この条において「準用地方自治法」という。)第 243 条の 2 の 8 第 1 項各号に掲げる行為をする権限に属する事務を直接補助する職員で規則で指定するものは、次の各号に掲

げる行為の区分に従い、当該各号に定める者とする。

- (1) 支出負担行為 支出決定権者又は契約権者の権限を代決又は専決することができる者
 - (2) 準用地方自治法第 243 条の 2 の 8 第 1 項第 2 号の命令 支出決定権者の権限を代決又は専決をすることができる者
 - (3) 準用地方自治法第 243 条の 2 の 8 第 1 項第 2 号の確認 会計管理者の権限を代決又は専決をすることができる者
 - (4) 支出又は支払 前 3 号に掲げる者及び資金前渡職員
 - (5) 準用地方自治法第 243 条の 2 の 8 第 1 項第 4 号の監督又は検査 契約権者から監督又は検査を命じられた職員
- (計理状況の報告)

第 67 条 上下水道課長は、毎月末日をもって月次計算表及び資金予算表を作成し、町長の決裁を受けなければならない。

(伝票等の様式)

第 68 条 次に掲げる伝票等の様式は、町長が別に定める。

- (1) 予算差引簿
- (2) 収入伝票
- (3) 支払伝票
- (4) 振替伝票
- (5) 総勘定元帳
- (6) 内訳簿
- (7) 収入調定簿
- (8) 現金出納簿
- (9) 固定資産台帳
- (10) 企業債台帳
- (11) 納入通知書
- (12) 小切手
- (13) 小切手振出通知書
- (14) 入庫伝票

- (15) 出庫伝票
- (16) 予算実施計画
- (17) 給与費明細書
- (18) 継続費に関する調書
- (19) 債務負担行為に関する調書
- (20) 決算報告書
- (21) 損益計算書
- (22) 貸借対照表
- (23) 剰余金計算書
- (24) 欠損金計算書
- (25) 剰余金処分計算書
- (26) 欠損金処理計算書
- (27) 事業報告書
- (28) 収益費用明細書
- (29) 固定資産明細書
- (30) 企業債明細書
- (31) 繰越計算書
- (32) 継続費繰越計算書
- (33) 継続費精算報告書
- (34) 月次試算表
- (35) 資金予算表
- (36) キャッシュ・フロー計算書

2 予定キャッシュ・フロー計算書の様式は、前項第 36 号に掲げるキャッシュ・フロー計算書の様式に準ずるものとする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 12 条、第 13 条関係)

勘定科目表

収益勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
下水道事業収 益				
	営業収益			主たる営業活動か ら生ずる収益
		下水道使用料		汚水処理による使 用料
			下水道使用料	
		受託工事収益		排水設備等の工事 受託に伴う収益
			受託工事収益	
		その他の営業 収益		
			材料売却収益	排水装置の新設又 は修繕等に使用す る器具、材料等の 販売代金
			手数料	証明手数料、材料 検査手数料等
			雑収益	上記以外の営業収 益
	営業外収益			金融及び販売活動 に伴う収益その他 主たる営業活動以 外から生ずる収益
		受取利息及び 配当金		
			預金利息	
		他会計補助金		収益的支出を負担 することを目的と する他会計からの 繰入金で返済を要 しないもの
			一般会計補助金	

		補助金		収益的支出を負担することを目的とする補助金
			国庫補助金	
			県補助金	
		他会計負担金		収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金
			一般会計負担金	
		長期前受金戻入		施行規則第 21 条第 2 項又は第 3 項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの
			長期前受金戻入	
		消費税及び地方消費税還付金		
			消費税及び地方消費税還付金	
		引当金戻入		
			修繕引当金戻入	
			賞与引当金戻入	
			法定福利費引当金戻入	
		雑収益		
			有価証券売却収益	有価証券の売却代金
			不用品売却収益	不用品の売却代金
			その他雑収益	
	特別利益			当年度の経常的収益から除外すべき

				利益
		固定資産売却益		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額
			固定資産売却益	
		過年度損益修正益		前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
			過年度損益修正益	
		その他の特別利益		
			その他の特別利益	

費用勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
下水道事業費用				
	営業費用			主たる営業活動から生ずる費用
		管きよ費		管渠の維持管理に要する費用
			備用品費	事務用及び工事用の消耗品の購入費並びに耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の器具及び備品の購入費
			燃料費	工事用、自動車用及び暖房用の燃料費
			光熱水費	電気料金、ガス料金等
			印刷製本費	文書、函面、帳簿等の印刷費及び伝

				票、帳簿等の製本費
			通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、電話加入移転架設料、乗車船券類、運送料等
			委託料	職員健康診断委託等
			手数料	公金取扱い、し尿処理、訴訟等の手数料
			賃借料	借地料、借家料、自動車借上料等
			修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負等の費用
			修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
			特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
			研修費	
			食糧費	
			保険料	
			公課費	
			路面復旧費	下水管の修理等による道路法(昭和27年法律第180号)に定められた道路の修復費
			動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費
			材料費	有形固定資産等の

				維持修繕に要する 諸材料費
			補償費	補償金、賠償金、 見舞金等
			負担費	各種負担金等
			工事請負費	工事請負に要する 費用
			その他引当金繰入額	施行規則第 22 条 の規定により引き 当てるその他引当 金として計上する ための繰入額
			雑費	
		ポンプ場費		ポンプ場の維持管 理に要する費用
			備用品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			印刷製本費	
			通信運搬費	
			委託料	
			手数料	
			賃借料	
			修繕費	
			修繕引当金繰入額	
			特別修繕引当金繰入額	
			研修費	
			食糧費	
			保険料	
			公課費	
			路面復旧費	
			動力費	
			材料費	
			工事請負費	
			補償費	

			負担費	
			雑費	
		処理場費		処理場の維持管理に要する費用
			備用品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			印刷製本費	
			通信運搬費	
			委託料	
			手数料	
			賃借料	
			修繕費	
			修繕引当金繰入額	
			特別修繕引当金繰入額	
			研修費	
			食糧費	
			保険料	
			公課費	
			路面復旧費	
			動力費	
			材料費	
			工事請負費	
			補償費	
			負担費	
			雑費	
		受託工事費		排水装置の新設又は修繕等の受託工事に要する費用
			委託料	
			材料費	
			工事請負費	
		総係費		事業活動の全般に関連する費用
			給料	

			手当	
			賞与引当金繰入額	
			報酬	臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬
			法定福利費	
			法定福利費引当金繰入額	
			旅費	
			退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額
			報償費	講師等の謝礼
			被服費	
			備用品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			印刷製本費	
			通信運搬費	
			委託料	
			手数料	
			賃借料	
			修繕費	
			修繕引当金繰入額	
			特別修繕引当金繰入額	
			公課費	
			路面復旧費	
			動力費	
			材料費	
			補償費	
			負担費	
			研修費	職員の研修に要す

				る費用
			食糧費	会議のための茶菓、弁当代等
			工事請負費	
			保険料	事業用財産に対する損害保険料
			貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
			貸倒損失	
			その他引当金繰入額	
			雑費	
		減価償却費		施行規則第 13 条、第 15 条又は第 16 条の規定による償却額
			有形固定資産減価償却費	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、リース資産等(耐用年数 1 年未満又は取得価額 10 万円未満のものを除く。)の償却額
			無形固定資産減価償却費	借地権、地上権、特許権、施設利用権、ソフトウェア、リース資産等の償却額
		資産減耗費		
			固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費
			固定資産撤去費	
		その他営業費		上記以外の営業費

		用		用
			その他営業費用	
			雑支出	
	営業外費用			金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
		支払利息及び企業債取扱諸費		
			企業債利息	企業債に対する利息
			借入金利息	
		消費税及び地方消費税		
			消費税及び地方消費税	
		その他の営業外費用		
			不用品売却原価	
			雑支出	
	特別損失			当年度の経常的費用から除外すべき損失
		固定資産売却損		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
			固定資産売却損	
		過年度損益修正損		前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
			過年度損益修正損	
		減損損失		
			減損損失	

		その他特別損失		
			その他特別損失	
	予備費			
		予備費		
			予備費	

資産勘定

区分	款	項	目	(科目区分の説明)
固定資産				
	有形固定資産			土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品等（耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満のものを除き、将来営業の用に供する目的をもって所有する資産（例えば遊休施設、未稼動設備等）を含む。）
		土地		事業用敷地及び公舎敷地、運動場等の経営附属用土地等であり、土地の取得に関して要した費用、買収費、買収手数料、整地費（建物又は構築物に直接関係のあるものを除く。）及び測量費の合計額
			事務所用地	本庁舎用地等専ら

				事務所のために用いる土地
			施設用地	処理場用地等施設のために用いる土地（施設に附属する事務所の用地を含む。）
			その他用地	
		建物		事務所、作業場、倉庫及び車庫のほか公舎その他経営附属用建物並びに建物と一体をなす暖房、照明、通風等の附属設備（買収建物を使用するために要した模様替え、改造等の費用及び建物に直接関係ある整地費を含む。）
			事務所用建物	本庁舎、営業所等専ら事務所の用に供されている建物
			施設用建物	下水処理場の施設の用に供されている建物
			公舎合宿建物	事業の運営に必要な公舎、合宿所等の建物
			その他建物	
		建物減価償却累計額		
			事務所用建物減価償却累計額	
			施設用建物減価償却累	

			計額	
			公舎合宿用建物減価償却累計額	
			その他建物減価償却累計額	
		構築物		土地に定着する土木施設又は工作物
			排水施設	管渠、矩形渠、開渠等
			処理設備	終末処理場における沈砂池等
			その他構築物	
		構築物減価償却累計額		
			排水施設減価償却累計額	
			処理設備減価償却累計額	
			その他構築物減価償却累計額	
		機械及び装置		機械、装置及びコンベヤ等の運搬設備並びにこれらの附属品
			電気設備	電動機、変圧器等及び所内配電設備（建物に含むものを除く。）
			内燃設備	自家発電のための内燃設備
			ポンプ設備	ポンプ及びこれに直結し、分離し難い電動機等の電気設備
			滅菌設備	滅菌のための設備
			その他機械装置	

		機械及び装置 減価償却累計 額		
			電気設備減価償却累計 額	
			内燃設備減価償却累計 額	
			ポンプ設備減価償却累 計額	
			滅菌設備減価償却累計 額	
			その他機械装置減価償 却累計額	
		車両運搬具		自動車その他の陸 上運搬具
		車両運搬具減 価償却累計額		
		工具、器具及 び備品		機械及び装置の附 属設備に含まれな い器具及び電話設 備、金庫、タイプ ライター、机等の 備品で耐用年数1 年以上であり、か つ、取得価額が10 万円以上のもの
		工具、器具及 び備品減価償 却累計額		
		リース資産		有形固定資産(建 設仮勘定を除く。) に係るファイナン ス・リース取引に おけるリース資産
		リース資産減 価償却累計額		

		建設仮勘定		有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金等を含む。）
		その他有形固定資産		上記以外の有形固定資産
		その他有形固定資産減価償却累計額		
	無形固定資産			借地権、地上権、特許権、施設利用権、ソフトウェア等
		借地権		土地の上に設定された民法(明治 29 年法律第 89 号)第 601 条に規定する権利
		地上権		民法第 265 条に規定する権利
		特許権		特許法(昭和 34 年法律第 121 号)第 29 条に規定する権利
		施設利用権		電気ガス供給施設利用権(電気事業者又はガス事業者に対して電気又はガスの供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利)等

		ソフトウェア		コンピュータを機能させるように指令を組み合わせて表現したプログラム等で、将来の収益獲得又は費用削減が確実なもの（有機的一体として機能する機械等に組み込まれているものを除く。）
		リース資産		無形固定資産に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		その他無形固定資産		上記以外の無形固定資産
	投資その他の資産			
		投資有価証券		金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する有価証券で投資の目的をもって所有するもの
			地方債	
			国債	
			株式	
			社債	
			その他有価証券	
		出資金		
		長期貸付金		
			一般貸付金	他会計に対する長期貸付金以外のもの

			他会計貸付金	他会計への長期貸付金
		長期貸付金貸倒引当金		長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
		基金		基金設置条例に基づき、特定預金等の形態で保有するもの
		長期前払消費税		資産に係る控除対象外消費税額の全部又は一部
		その他投資		上記以外の投資の性質を有するもの
		減価償却累計額		投資その他の資産に係る減価償却累計額
流動資産				
	現金・預金			
		現金		現金、当座預金、支払期限の到来した公社債の利札、小切手等
		預金		貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に期限が到来する定期預金、普通預金等
	未収金			
		営業未収金		営業活動に係る収益の未収入額
		営業外未収金		営業活動以外に係る収益の未収入額

		その他未収金		固定資産売却代金 等上記以外の未収 金
	未収金貸倒引 当金			未収金の回収不能 による損失に備え るために引き当て るもの
	有価証券			一時的所有を目的 とする有価証券 (差入保証金の代 用として提供され たもので短期間内 に返却されるもの を除く。)
	受取手形			通常の業務活動に おいて発生した手 形債権
	受取手形貸倒 引当金			手形債権の回収不 能による損失に備 えるために引き当 てるもの
	短期貸付金			
		一般貸付金		他会計以外に対す る貸付金
		他会計貸付金		他会計に対する短 期貸付金
	短期貸付金貸 倒引当金			短期貸付金の回収 不能による損失に 備えるために引き 当てるもの

	前払費用			前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に費用となるもの
		前払保険料		
		その他前払費用		
	前払金			物品等の購入、工事の請負等に際して前払された金額で前払費用に属しないもの
	未収収益			一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないもの
	未収収益貸倒引当金			未収収益の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
	その他流動資産			
		保管有価証券		差入保証金の代用として提供を受けた有価証券で短期間内に返却する見

				込みのもの
		その他流動資産		上記以外の流動資産

資本勘定

区分	款	項	目	(科目区分の説明)
資本金				
	資本金			
		固有資本金		企業開始の時(地方公営企業法適用の時)における引継資本金の額
		出資金		他会計からの出資金の額
		組入資本金		剰余金から資本金に組み入れた額
剰余金				
	資本剰余金			
		再評価積立金		施行令附則第 11 項及び第 12 項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額
		補助金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた補助金
		他会計負担金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた他会計負担金

		受贈財産評価額		償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額
		寄附金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄附金
		工事負担金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた工事負担金
		保険差益		固定資産の帳簿価額と当該固定資産の滅失により保険契約に基づいて受け取った保険金との差額
		その他資本剰余金		上記以外の資本剰余金
	利益剰余金			
		減債積立金		企業債の償還に充てるために積み立てた額
		利益積立金		欠損金をうめるために積み立てた額
		建設改良積立金		建設又は改良のために積み立てた額
		当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)		当年度末における繰越利益剰余金(繰越欠損金)の額に当年度の純利益(純損失)の金額を加減した額

			繰越利益剰余金年度末残高(繰越欠損金年度末残高)	前年度未処分利益剰余金(前年度未処理欠損金)の額から前年度利益剰余金処分量(前年度欠損金処理額)を控除して得た繰越利益剰余金(繰越欠損金)の額
			当年度純利益(当年度純損失)	当年度の損益取引の結果発生した純利益(純損失額)

負債勘定

区分	款	項	目	(科目区分の説明)
固定負債				
	企業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債		建設改良費等(建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令(平成18年総務省令第54号)第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。)の財源に充てるために発行する企業債(1年内に償還期限の到来するものを除く。)
		その他企業債		建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債(1年内に償還

				期限の到来するものを除く。)
	他会計借入金			
		建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金(1年以内に返済期限の到来するものを除く。)
		その他長期借入金		建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金(1年以内に返済期限の到来するものを除く。)
	リース債務			ファイナンス・リース取引におけるリース債務(1年以内に支払期限の到来するものを除く。)
	引当金			
		退職給付引当金		将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額(1年以内に使用される見込みのものを除く。)

		特別修繕引当金		数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年以内に使用される見込みのものを除く。）
		その他引当金		
	その他固定負債			上記以外の固定負債
流動負債				借入金等で貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に返還又は支払を要するもの
	一時借入金			1年以内に償還期限の到来する借入金
	企業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債		1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債
		その他企業債		1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債
	他会計借入金			
		建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金

		その他長期借入金		1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
	リース債務			1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務
	未払金			特定の契約等により既に確定している短期的債務でまだその支払を終わらないもの(未払費用に属するものを除く。)
		営業未払金		営業活動に係る通常の取引により発生する未払金
		その他未払金		固定資産等購入代金の未払額、償還期限経過後の企業債の未償還額等上記以外の未払金
	未払費用			未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、既に提供を受けた役務の対価の未払額
	前受金			契約等により既に受け取った対価のうち、いまだその

				債務の履行を終わらないもの
		営業前受金		前受下水道使用料、前受受託事業代金等主たる営業活動に係る収益の前受額
		営業外前受金		その他主たる営業活動以外から生ずる収益の前受額
		その他前受金		固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額
	前受収益			前受利息、前受賃貸料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務の対価の前受額
	引当金			
		退職給付引当金		将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額のうち1年内に使用される見込みのもの
		賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金

		修繕引当金		企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
		特別修繕引当金		数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年内に使用される見込みのもの
		その他引当金		
	その他流動負債			預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債
繰延収益				
	長期前受金			償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特

				別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金の額
		補助金		償却資産の取得又は改良に充てるための補助金
		他会計負担金		償却資産の取得又は改良に充てるための他会計負担金
		受贈財産評価額		償却資産の贈与を受けた財産の評価額
		寄附金		償却資産の取得又は改良に充てるための寄附金
		工事負担金		償却資産の取得又は改良に充てるための工事負担金
		その他長期前受金		
	長期前受金収益化累計額			
		補助金		
		他会計負担金		
		受贈財産評価		

		額		
		寄附金		
		工事負担金		
		その他長期前 受金		